



# 山形県公報

平成15年11月21日(金)  
第1494号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                      |                      |      |
|--------------------------------------|----------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                  | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 1297 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                   | (置賜総合支庁農村計画課) ...    | 1298 |
| 県営土地改良事業計画の決定.....                   | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 地域森林計画の変更の案の縦覧.....                  | (森 林 課) ...          | 1299 |
| 民有保安林指定の予定.....                      | ( 同 ) ...            | 同    |
| 民有保安林の指定.....                        | ( 同 ) ...            | 同    |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....          | ( 同 ) ...            | 1300 |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...            | 1302 |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...            | 同    |
| 都市計画の変更.....                         | (都市計画課) ...          | 1304 |
| 過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の県代行工事の一部完了..... | ( 同 ) ...            | 1305 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                   | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                      | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....                        | (最上総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 同 .....                              | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 1306 |

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会11月定例会の招集..... 同

### 公 告

|                                 |                 |      |
|---------------------------------|-----------------|------|
| 県営住宅入居者の一般公募.....               | (置賜総合支庁建築課) ... | 同    |
| 採用候補者名簿の失効.....                 |                 | 1309 |
| 随意契約の相手方を選定するための公募による抽選の公告..... |                 | 同    |

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第1068号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------|------------|
| 有限会社ヴィーヴル<br>米沢市中央四丁目1番21号<br>コーピラス立町1303号 | 有限会社ヴィーヴル<br>米沢市中央四丁目1番21号コーピラス立<br>町1303号 | 訪 問 介 護       | 平成15.10.29 |

|                                        |                                  |                 |         |
|----------------------------------------|----------------------------------|-----------------|---------|
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1              | ほなみケアセンター高畠<br>東置賜郡高畠町大字高畠521番地3 | 通 所 介 護         | 同 10.31 |
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田<br>3796番地20号 | グループホーム楓の家<br>米沢市金池六丁目8番8号       | 痴呆対応型共同<br>生活介護 | 同       |
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田<br>3796番地20号 | デイサービスセンター楓の家<br>米沢市金池六丁目8番8号    | 通 所 介 護         | 同       |
| グループホームふきのとう株<br>式会社<br>米沢市塩井町塩野2057番地 | グループホームふきのとう<br>米沢市塩井町塩野2057番地   | 痴呆対応型共同<br>生活介護 | 同 11.11 |
| 有限会社テイクオフ<br>西置賜郡白鷹町大字畔藤1682<br>番地2    | ケアセンターとこしえ中ノ目<br>南陽市中ノ目847 - 14  | 通 所 介 護         | 同       |

## 山形県告示第1069号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定められた県営いいで中部地区土地改良（中山間地域総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営いいで中部地区土地改良（中山間地域総合整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年11月27日から  
同 年12月26日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1070号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営たらのき代地区土地改良（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営たらのき代地区土地改良（農地環境整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
櫛引町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年11月26日から  
同 年12月25日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1071号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

## 1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 置賜森林計画区
- (3) 庄内森林計画区

## 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部
- (2) 期間 平成15年11月21日から同年12月20日まで

## 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

## 山形県告示第1072号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

## 1 保安林予定保安林の所在場所

西田川郡温海町大字一霞字布滝55 - 1、55 - 19、55 - 20、56 - 1、56 - 92、58 - 15、59 - 1から59 - 4まで、59 - 6、60 - 1、60 - 2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1073号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

## 1 指定に係る保安林の所在場所

飽海郡八幡町草津字上数河1、3 - 1、下青沢字六助5、6、8、9 - 1から9 - 28まで、9 - 30、9 - 33、10 - 1、11 - 1、11 - 3、15、字蕨台1 - 3から1 - 8まで、1 - 19、1 - 21から1 - 24まで、1 - 27、1 - 28、1 - 30、1 - 31、1 - 36、1 - 52、1 - 73、1 - 74、15、15 - 1から15 - 3まで、16、16 - 1から16 - 3まで、17、17 - 1から17 - 12まで、18 - 1から18 - 9まで、18 - 12から18 - 14まで、21、22、25 - 1、25 - 2、25 - 4、25 - 6、26、30、33、33 - 1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上数河1、3 - 1

□ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

八 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

二 間材に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第1074号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
尾花沢市大字延沢字松母3552 - 1、字道ヶ沢3561 - 1
  - (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
  - (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
長井市寺泉字立石沢4259 - 1、字立石沢南4260 - 1、字次郎右衛門沢4267、字大平4268
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字大沢字会ノ又2617 - 2、2789 - 1、2789 - 4
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字小田山2679 - 2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字川の内字大石川山2954、2967 - 1、2967 - 2、2978 - 2、2989 - 1、2989 - 2、2992 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字里道795 - 2、795 - 3、字沼の台3283 - 3
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字沼の台3283 - 3（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字里道795 - 3、字沼の台3283 - 3（次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ヘ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 保安林予定森林の所在場所  
東田川郡朝日村大字熊出字畑ノ沢90 - 1、93 - 1、96 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北村山郡大石田町大字次年子字十二沢1174 - 2
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
尾花沢市大字畑沢字岡田沢452から455まで、469、470、630、632、633 - 1、633 - 2、634から655まで、722 - 1、772 - 3、772 - 5 から772 - 7まで、772 - 9 から772 - 11まで、772 - 14から772 - 19まで、772 - 21から772 - 31まで、772 - 33から772 - 37まで
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
尾花沢市大字畑沢字家ウラ612 - 1、613 - 1、614、字日渡シ616、617、字日渡618、字西ノ沢785 - 1、大字延沢字西ノ沢3568 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡鮭川村大字曲川字関所3834 - 2、3839 - 1、4295 - 2 から4295 - 9 まで、4295 - 11、4295 - 12、4295 - 14から4295 - 17まで、4295 - 19から4295 - 21まで、4296 - 17、4296 - 184
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡鮭川村大字曲川字関所4295 - 5、4295 - 6、4295 - 8、4295 - 9、4295 - 11、4295 - 12、4295 - 14から4295 - 17まで、4295 - 19から4295 - 21まで
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字差首鍋字西内山1556、1556 - 2 から1556 - 4 まで、1556 - 9、1556 - 10
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 保安林予定森林の所在場所  
米沢市大字関字唐沢3930 - 1、字清水裏3931 - 2
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 7 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字金目字角戸沢371

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 8 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡平田町大字楯山字高森257 - 1、259、262

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1077号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 酒田都市計画、余目都市計画、藤島都市計画及び三川都市計画下水道

(2) 名 称 最上川下流流域下水道

## 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 東田川郡余目町大字家根合字大下

(2) 削除する部分 なし

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課



## 山形県告示第1078号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により県が施行している公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部を次のとおり完了する。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

- 1 公共下水道の名称 舟形町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の一部完了の内容及び工事の区域  
終末処理場（汚泥処理設備） 最上郡舟形町大字舟形字小松地内
- 3 工事の一部完了の年月日 平成15年11月28日

## 山形県告示第1079号

次の開発行為は、完了した。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

- 1 許可番号  
平成15年9月22日 指令村総建第5016号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東根市大字観音寺字下表2651 - 1  
東根市大字観音寺字南原2547 - 1、2474 - 2、2552 - 1、2555、2560 - 1、2560 - 2、2561、2564 - 1、2565 - 1、2566 - 3、2567、2568 - 1、2569 - 3、2569 - 5、2571、2581、2582、2583、2584、2594 - 1、2595、2596、2566 - 1、2565 - 3  
東根市大字野川字向原2614 - 2、2623 - 4、2623 - 5、2624 - 1、2629 - 1、2630 - 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市大字蟹沢字上縄目1816番地の12  
アイジー工業株式会社

## 山形県告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年11月21日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字左沢字前田889番13から  
寒河江市大字中郷字角田1557番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月18日

## 山形県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月21日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長       |
|--------------------------------------------|------|-----------------------|-----------|
| 最上郡戸沢村大字角川字中沢1749番 2 から<br>同 字滝ノ下229番 3 まで | 旧    | 31.3メートル<br>ゝ<br>6.8  | 1,380メートル |
| 同 上                                        | 新    | 31.3メートル<br>ゝ<br>17.0 | 同 上       |

## 山形県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月21日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長       |
|--------------------------------------------|------|------------------------|-----------|
| 鶴岡市大字大山字砂押217番 1 から<br>同 大字加茂字坂ノ下173番 2 まで | 旧    | 26.6メートル<br>ゝ<br>6.6   | 2,632メートル |
| 同 上                                        | 新    | 119.0メートル<br>ゝ<br>11.8 | 2,505メートル |

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成15年11月21日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 博

- 1 招集の日時 平成15年11月25日(火) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 共同訓令の制定に係る臨時専決処理の承認について
  - (2) 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                   |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |     |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営太田町アパ<br>ート1号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10  | 2DK  | 60.3                          | 1    | 特定目的用<br>(障・身障用) | 19,300                  | 23,400                            | 27,600                             | 31,900                             | 36,900                             | 42,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 单身可 |
| 同 関口アパー<br>メント1号 | 南陽市宮内352<br>-3     | 同    | 57.2                          | 1    | 同                | 19,700                  | 23,900                            | 28,200                             | 32,600                             | 37,600                             | 43,200                             |                          | 单身可 |
| 同 中田第1ア<br>パート2号 | 米沢市中田町<br>658-3    | 3DK  | 68.8                          | 1    | 同                | 22,400                  | 27,200                            | 32,200                             | 37,200                             | 42,900                             | 49,300                             |                          |     |
| 同 春日アパー<br>メント2号 | 同 春日五丁<br>目2-43    | 同    | 64.2                          | 1    | 一般用              | 17,800                  | 21,600                            | 25,500                             | 29,500                             | 34,000                             | 39,100                             |                          |     |
| 同 中田第2ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>901-2     | 同    | 54.6                          | 1    | 同                | 13,100                  | 15,900                            | 18,900                             | 21,800                             | 25,100                             | 28,900                             |                          |     |
| 同 2号             | 同                  | 同    | 55.7                          | 1    | 同                | 13,600                  | 16,500                            | 19,500                             | 22,600                             | 26,100                             | 29,900                             |                          |     |
| 同 成島アパー<br>メント1号 | 米沢市成島町三<br>丁目2-96  | 同    | 58.0                          | 1    | 同                | 15,300                  | 18,500                            | 21,900                             | 25,300                             | 29,200                             | 33,500                             |                          |     |
| 同 米沢中央ア<br>パート1号 | 同 中央七丁<br>目5-77    | 同    | 68.7                          | 1    | 同                | 20,400                  | 24,800                            | 29,300                             | 33,900                             | 39,100                             | 44,900                             |                          |     |
| 同 2号             | 同                  | 同    | 68.7                          | 2    | 同                | 20,400                  | 24,800                            | 29,300                             | 33,900                             | 39,100                             | 44,900                             |                          |     |
| 同 中田第1ア<br>パート5号 | 同 中田町<br>658-3     | 同    | 75.4                          | 1    | 同                | 25,800                  | 31,400                            | 37,100                             | 42,800                             | 49,400                             | 56,800                             |                          |     |
| 同 6号             | 同                  | 同    | 75.4                          | 1    | 同                | 25,800                  | 31,400                            | 37,100                             | 42,800                             | 49,400                             | 56,800                             |                          |     |
| 同 関口アパー<br>メント2号 | 南陽市宮内352<br>-3     | 2DK  | 57.3                          | 1    | 同                | 19,900                  | 24,200                            | 28,600                             | 33,000                             | 38,100                             | 43,800                             |                          | 单身可 |
| 同 桜木アパー<br>メント1号 | 同 三間通<br>1229-2    | 同    | 59.3                          | 2    | 同                | 15,900                  | 19,300                            | 22,900                             | 26,400                             | 30,500                             | 35,000                             |                          |     |
| 同 2号             | 同 三間通<br>1229-1    | 同    | 59.3                          | 1    | 同                | 15,900                  | 19,300                            | 22,900                             | 26,400                             | 30,500                             | 35,000                             |                          |     |
| 県営館之北アパ<br>ート    | 川西町大字中小<br>松3017-1 | 同    | 67.4                          | 1    | 同                | 19,000                  | 23,000                            | 27,200                             | 31,400                             | 36,300                             | 41,700                             |                          |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月1日から同月5日まで（ただし、郵送の場合は、平成15年12月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成16年2月上旬

山形県人事委員会規則 4 - 1（職員の任用に関する規則）第33条第 1 項第 2 号の規定により、平成14年11月13日に確定した下記に掲げる採用試験の採用候補者名簿を平成15年11月19日をもって失効させた。

平成15年11月21日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 古 澤 茂 堂

記

- 1 平成14年度山形県職員採用中級試験
- 2 平成14年度山形県職員採用初級試験
- 3 平成14年度山形県市町村立学校栄養職員採用試験
- 4 平成14年度山形県市町村立学校事務職員採用試験
- 5 平成14年度山形県警察官採用試験（警察官 B（男性）及び警察官 B（女性））

県有地の売買について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定による随意契約の相手方を選定するための公募による抽選（以下「公募抽選」という。）を次のとおり行う。

平成15年11月21日

山形県企業管理者

細

野

武

司

- 1 公募抽選の場所及び日時並びに公募抽選に付する物件及び価格

| 場 所                                             | 日 時                             | 公募抽選に付する物件及び価格                                           |
|-------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 飽海郡平田町大字中野俣字赤田沢 6<br>山形県企業局<br>庄内地区水道事務所平田支所会議室 | 平成16年 1 月 7 日（水）<br>午後 1 時30分開始 | 酒田市北千日町113番<br>土地<br>宅地 384.62平方メートル<br>価格 14,307,000円   |
|                                                 | 平成16年 1 月 7 日（水）<br>午後 2 時00分開始 | 酒田市北千日町103番 1<br>土地<br>宅地 330.78平方メートル<br>価格 12,437,000円 |

- 2 応募期間

平成15年11月25日（火）から同年12月25日（木）まで

- 3 公募抽選参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当し、その事実があった後 2 年を経過しない者

- 4 契約条項を示す場所

山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県企業局企画調整課 電話023(630)2739

- 5 契約保証金

契約金額の100分の10以上

- 6 公募抽選参加の申込みの無効

公募抽選に参加する者に必要な資格のない者のした公募抽選参加の申込み及び公募抽選に関する条件に違反した公募抽選参加の申込みは、無効である。

- 7 現地説明会の場所及び日時

| 場 所                            | 日 時                       |
|--------------------------------|---------------------------|
| 酒田市北千日町113番及び<br>酒田市北千日町103番 1 | 平成15年12月16日（火）<br>午後1時30分 |

- 8 その他

- (1) 郵便による公募抽選参加の申込みを認める。
- (2) 公募抽選、公募抽選参加の申込条件及び契約に関する詳細については、山形県企業局企画調整課（電話

023(630)2739) に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                                       | 正                                  |
|------------|--------------|------|----|-----------------------------------------|------------------------------------|
| 平成15.10.28 | 第1487号       | 1232 | 13 | 字大芦沢（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字與藏峠（国有林）    | 字大芦沢・字與藏峠（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）    |
| 同          | 同            | 1234 | 26 | 字関所（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字與藏峠・字馬楯（以上2字国有林） | 字関所・字與藏峠・字馬楯（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。） |